

令和3年度 釧路市障がい者自立支援協議会 役員名簿

- 全 体 会 会 長 : 戸田 竜也 (北海道教育大学 釧路校)
- 全 体 会 副 会 長 : 高瀬 勝洋 (社会福祉法人 釧路市社会福祉協議会)
- 運 営 会 会 長 : 高谷 さふみ (くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センター ふれん)
- 運 営 副 会 長 : 井上 真紀子 (生活介護事業所 あゆみ)
- 定 例 会 議 長 : 佐々木 寛 (一般社団法人ソーシャルカフェ)
- 定 例 会 副 議 長 : 新田 雄大 (社会福祉法人 釧路市社会福祉協議会)

【各部会役員】

部 会	部 会 長		副 部 会 長	
相談支援部会	一般社団法人 ソーシャルカフェ 代表理事	佐々木 寛	相談支援事業所 地域支援センターつばさ 管理者	西 康 介
			KC マヴィ 相談支援専門員	山本 恵美
生活支援部会	そよかぜ釧路ケアセンター 部長	大峠 貴美枝	生活介護事業所 あゆみ 管理者	井上 真紀子
			鶴が丘学園 支援課長	高橋 修
権利擁護部会	くしろ合同法律事務所 弁護士	佐藤 圭	北海道地域生活定着支援釧路センター 所長	木村 未代子
雇用就労部会	くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センターふれん センター長	高谷 さふみ	はしどいライフラボ ぶるうむ 支援課長補佐	和泉 宜也
			くしろ夕日カフェ 管理者	佐藤 さつき
教育療育部会	多機能型通所施設はばたき 所長	井川 哲雄	相談支援事業所 サポートルームのおと 統括施設長	高野 幸子
			放課後等デイサービス ゆ〜ゆ〜 児童発達支援管理責任者	高橋 聖也

日中サービス支援型共同生活援助に係る協議会への報告等について

1. 「共同生活援助（グループホーム）」とは

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行う。
- 施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の役割を担っている。
- 障害支援区分にかかわらず利用可能。

2. 釧路市内のグループホーム数、類型について（令和3年7月20日 釧路総合振興局提供情報）

外部サービス利用型	介護サービス包括型	日中サービス支援型	合計
4 事業所	23 事業所	10 事業所	37 事業所

*外部サービス利用型 ～ 介護については外部の指定居宅介護事業者に委託

*介護サービス包括型 ～ 事業所の従業者が介護を提供

3. 「日中サービス支援型共同生活援助」とは

- 障がい者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助（グループホーム）の新たな類型として創設（平成30年4月より）。
- 主な対象者は、重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用することができない障がい者（日によって利用することができない障がい者を含む）。
- 重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。
- 地域における重度障がい者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所を併設。

4. 「日中サービス支援型共同生活援助」の協議会等への報告とは

日中サービス支援型共同生活援助事業所は、地域に開かれたサービスとすることによりサービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとされています。

（参考） 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備に関する基準

第二百十三条の十（抜粋）

協議会に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

5. 協議会による、評価及び要望・助言について

○日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業所は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から法89条の3第1項に規定する協議会（全体会）に定期的に実施状況等を報告します。

○協議会では、事業存続や廃止についての議論ではなく、当該年度の事業内容について、必要に応じて要望・助言を行います。

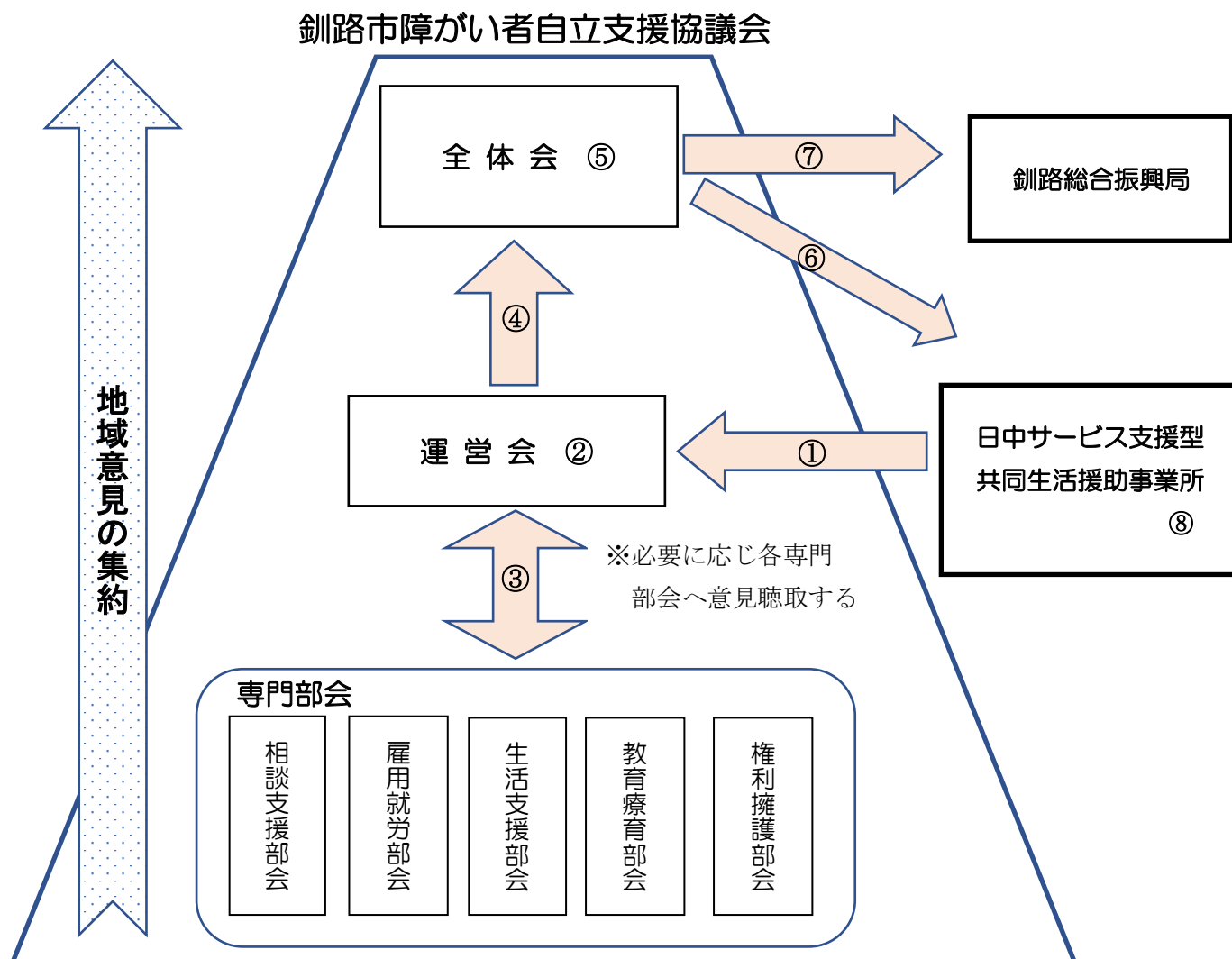
○要望・助言は「協議会の意見」として取りまとめます。

6. 今年度の報告事業所（予定）

番号	法人名	事業所名
1	株式会社 ピッチ&パッチ	ケアホーム かん月えん
2	株式会社 ピッチ&パッチ	ケアホーム OK
3	株式会社 ピッチ&パッチ	ケアホーム 9-5
4	株式会社 ピッチ&パッチ	ケアホーム トーロ
5	株式会社 ピッチ&パッチ	ケアホーム となり
6	株式会社 いまい	グループホーム いまい
7	株式会社 いまい	グループホーム かがやき
8	株式会社 いまい	グループホーム みやび

日中サービス支援型共同生活援助に係る 自立支援協議会への報告の流れ

R3. 7. 27



- ① 日中サービス支援型共同生活援助事業所（以下GH事業所）が、自立支援協議会運営会に、前年度の事業実施状況及び前々年度以前の要望・助言に対する取り組み状況を報告する。 10月 運営会
- ② 運営会の意見を集約する。
- ③ 各部長が必要に応じ専門部会の意見の集約を行い、事務局まで報告する。
- ④ ②、③をもとに、全体会に運営会等で集約された意見について報告する。
- ⑤ ④をもとに、全体会で「協議の意見」をまとめる。 12月 全体会
- ⑥ 「協議会の意見」をGH事業所へ通知する。
- ⑦ 「協議会の意見」を釧路総合振興局へ情報提供する。
- ⑧ 「協議会の意見」をGH事業所内で検討、取り組む。

※GH事業所の報告担当者は運営会・全体会（求められた場合は各部会）へ出席し報告する

令和 3 年度 釧路市障がい者地域生活支援拠点等事業の報告について

1. 拠点等事業における事前登録者数 0人
2. 短期入所の定員超過利用による協力事業所数 5事業所

3. コーディネーター業務の実績

	令和 2 年 12 月	令和 3 年 1～6 月	計
(1) 事前登録に係る相談件数	1	7	8
(2) 他のコーディネーター業務件数	2	26	28

(1) 事前登録に係る相談

相談者	相談内容	対応
20 代発達障害を持つ息子の母親	冠婚葬祭時の利用は可能か。	対象外であることを説明し、短期入所の利用について助言。
90 代の単身男性	事業の利用は可能か。	対象外であることを説明。
40 代障害を持つ息子の母親	事業の利用は可能か。30 人を超えると利用は出来ないのか。	説明の上、計画相談へ相談する様に助言。
20 代自閉症の息子を持つ母親	事業の利用は可能か。30 人を超えると利用は出来ないのか。	説明の上、計画相談へ相談する様に助言。
70 代知的障害 GH に入居している兄弟	GH の退所後に事業の利用は可能か。	対象外であることを説明。
60 代要支援 1 女性の元夫	事業の利用は可能か。	対象外であることを説明し、制度やサービスについて助言。
知的障害（自閉症）を持つ息子の母親	冠婚葬祭時の利用は可能か。	対象外であることを説明し、制度やサービスについて助言。
30 代ダウン症を持つ息子の母親	事業の利用は可能か。	対象外であることを説明し、計画相談へ相談する様に助言。

(2) 他のコーディネーター業務

区分	業務内容	件数
普及啓発	GH の空き状況を自立支援協議会 HP にて開示	1
	地域定着支援事業所および特定相談支援事業所への事業説明	25
利用促進	指定特定相談支援事業所からの相談対応	1
	関係機関にてケース検討の実施	1

特定相談支援と市町村相談支援事業

特定相談支援事業 (計画相談支援)

＜実施主体＞(法第51条の17)

指定特定相談支援事業者

＜財源＞(法第6条)

自立支援給付(計画相談支援給付費)

＜事業概要＞(法第5条第16項、第17項)

「特定相談支援事業」とは、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業をいう。

① 基本相談支援(法第5条17項)

地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することをいう。

② 計画相談支援(法第5条第16項)

i) サービス利用支援(法第5条第20項)

ii) 継続サービス利用支援(法第5条第21項)

市町村相談支援事業 (市町村地域生活支援事業)

＜実施主体＞(法第77条第1項)

市町村(指定相談支援事業者への委託も可)

＜財源＞

地方交付税及び地域生活支援事業補助金

＜事業概要＞(法第77条第1項第3号)

障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業。

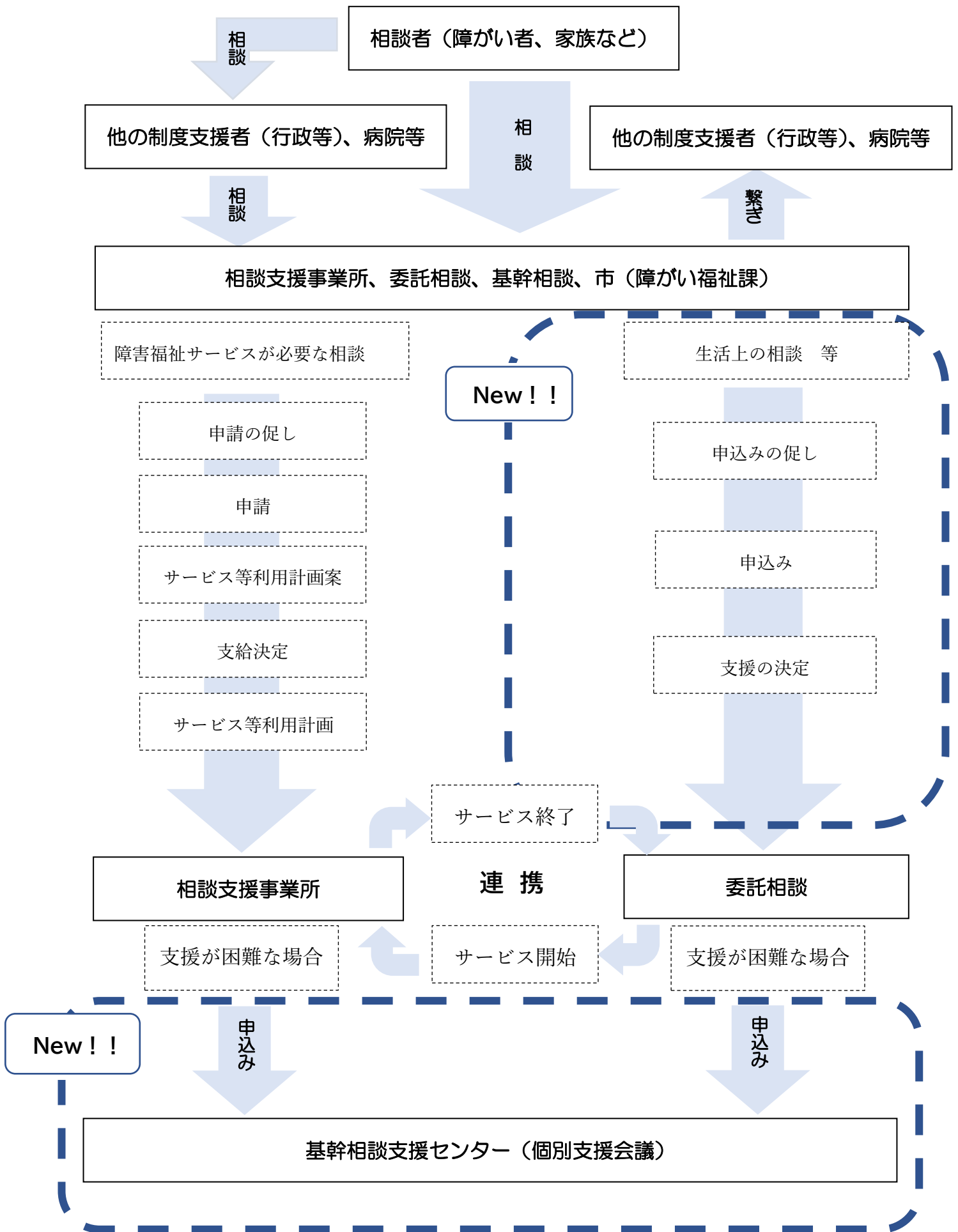
※地域生活支援事業実施要綱での位置づけ

① 障害者相談支援事業(交付税)

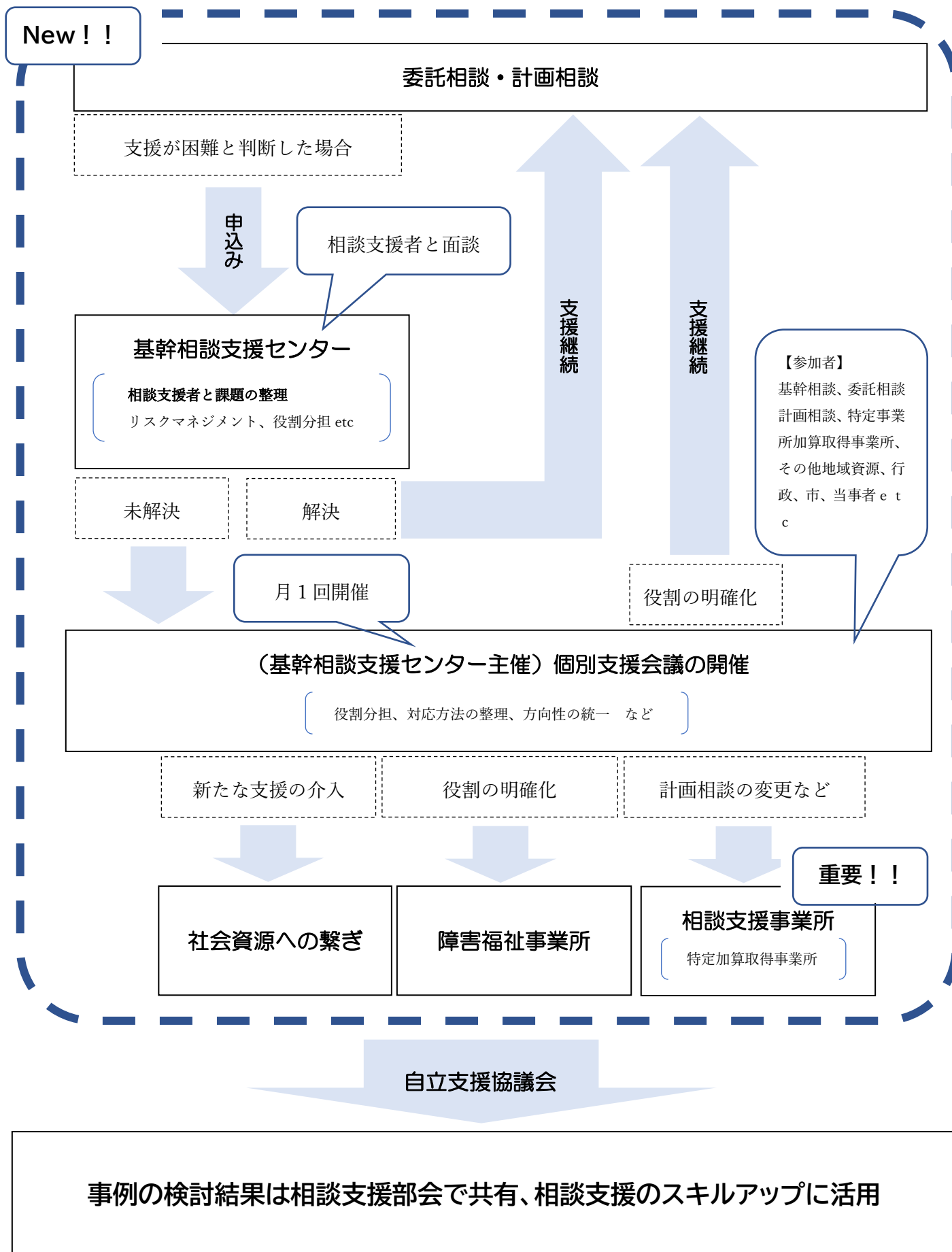
② 基幹相談支援センター等機能強化事業

③ 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

継続支援が必要な障がい者への相談支援フロー



支援が困難な場合の対応フロー



釧路市障がい者自立支援協議会 専門部会の在り方について

1. 第1回運営会の振り返り

- ・ 専門部会の在り方として、情報共有も大事であるが、地域の課題を解決する機能が求められる。
- ・ 事務局（市・基幹相談支援センター）が主導して運営するのではなく、役員（部会長・副部会長）が中心となって運営し、地域の課題を協議する。
- ・ 各専門部会で協議した地域課題を運営会で検討する。
- ・ 部会員が議事録を作成する。

2. 令和4年度以降の専門部会について

<現状と課題>

各専門部会で、事務局、役員、部会員の役割が異なっており、活動内容に差がある。

<目指す方向性>

各専門部会の事務局、役員、部会員の役割を統一化し、役員及び部会員が主体となって地域課題を協議できる部会とする。

3. 各専門部会で検討すること

- ・ 第3回運営会（10月を予定）までに、役員や部会員が以下の役割を担うことができるかを各専門部会で検討する。

【専門部会運営における役割検討表】

	役割	役員対応	部会員対応	役員及び部会員が実施できない理由 (事務局が実施すべき理由)
役員会	日程調整			<div style="border: 2px solid orange; border-radius: 20px; padding: 10px;"> <p>◎役員・部会員の対応可否や対応できない理由を検討してください。</p> <p>◎検討結果を、9月17日（金）までに各専門部会の市担当者を通じて報告してください。</p> <p>◎検討結果から、統一した役割での対応案を事務局で作成し、次回の運営会で提案いたします。</p> </div>
	議題の立案			
	打合せ資料の作成			
	当日の進行			
部会 開催前	案内文作成			
	案内文送付			
	出欠の集約			
	当日資料の作成			
	資料印刷			
部会 開催当日	会場準備			
	当日の進行			
部会 開催後	議事録の作成			